

# 互助会NEWS【7月号】

令和4年7月12日  
一般財団法人青森県教職員互助会

今月の互助会の医療費補助金等の給付金振込日は、**令和4年7月15日（金）**です。  
送金明細書は、県立学校・教育庁にお勤めの会員の方は、統合庶務システムでご覧いただけます。  
《送金明細書の公開日は、7月13日（水）です。》  
また、それ以外の所属（小・中・大学等）にお勤めの会員の方には、ハガキの送金明細書を送付しています。

今回は、該当する会員の方に「入学祝金」を給付しています。

## ◎「入学・卒業祝金」とは？

会員の子が義務教育諸学校に入学したとき、また、中学校を卒業したとき、一人につき10,000円を給付するものです。

今回給付するのは「入学祝金」で、該当者は

**令和4年4月に小学校入学（平成27年4月2生まれ～平成28年4月1生まれ）**

**中学校入学（平成21年4月2生まれ～平成22年4月1生まれ）**

のお子さんがいる会員の方です。

該当するお子さんがいる場合は、報告書の提出が必要です。

**お子さんが被扶養者になっていない会員の方にも給付しています。**

例年、給付処理スケジュールの都合上、報告書提出まであまり時間がとれませんが、期限内の提出にご協力いただき、ありがとうございました。

今回、提出いただいた報告書をチェックし、記入漏れなど多く見受けられた事例を紹介します。

### 《事例1》

夫婦ともに互助会員だが、報告書備考欄に配偶者の氏名・所属が記入されていない。

備考欄は、夫婦ともに互助会員の場合、双方に給付するために記入をお願いしている重要な項目ですので、記入漏れのないようお願いします。

### 《事例2》

報告書備考欄に配偶者の氏名・所属が記入されているが、会員でなかった。

互助会は、公立学校共済組合青森支部組合員の方が加入できます。

国立・私立の教育機関や市町村教育委員会等にお勤めの方は、互助会には加入できませんので、給付は受けられません。

### 《事例3》

報告書備考欄に配偶者の氏名・所属が記載されているが、配偶者の所属から報告書が提出されていない。

事例1にも記載したとおり、夫婦ともに互助会員の場合は双方に給付します。

給付後に報告漏れが判明した場合は、互助会までご連絡ください。

なお、「卒業祝金」は、令和5年2月上旬頃、各所属所に該当者の調査をお願いする予定ですので、今回の事例を参考に、卒業祝金報告書を提出くださるようお願いします。

また、報告書は郵送での提出にご協力くださいますようお願いいたします。

## ◎「施設利用補助Q&A【最新版】」について

令和4年6月20日付けの「施設利用補助Q&A【最新版】」を互助会ホームページにアップしましたので、施設利用補助金申請書を提出する前にぜひご一読ください。

↓ 裏面に続く ↓

所属内でご閲覧ください

## ◎「入院見舞金」の給付対象について

会員又は被扶養者が入院したとき、「入院見舞金」として１日につき５００円を自動給付しています。

最近、新型コロナウイルス感染により自宅療養やホテル療養をした場合、「入院見舞金」は給付されるのか？というお問い合わせを多数いただいておりますが、互助会の入院見舞金は、治療のために入院し、医療費として病院から公立学校共済組合青森支部へ請求される診療報酬明細書（レセプト）の入院日数により算出しているため、

**自宅療養やホテル療養した場合は、給付対象になりません。**

生命保険会社等の入院に伴う保険金や給付金は、支払われる場合があるようですので、各自でご加入の生命保険会社等へお問い合わせください。

## ◎貸付金の送金日時、ご注意ください！

互助会では、会員が臨時に資金を必要とするとき、５０万円を限度に「生活資金貸付」を実施しています。ただし、任用期間に定めがある会員（再任用職員・会計年度任用職員等）は貸付を受けることができません。

|       |                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------|
| 手数料率  | 年０．９％                                               |
| 提出書類  | ・生活資金貸付申込書 ・生活資金貸付借用証書<br>・生活資金貸付に係る個人情報の取扱いに関する同意書 |
| 償 還 額 | １万円＋手数料（３７５円～７円） 【貸付額５０万円の場合】                       |
| 償還方法  | 毎月の給料から自動的に控除（貸付した月の翌月から償還開始）                       |

※提出書類様式は、互助会 HP からダウンロードできます。

貸付金は、月末締切 → 翌月１０日送金、１５日締切 → ２５日送金の月２回送金しております。

ただし、貸付金の送金は、給料や互助会の医療費補助金等の給付金のように、**朝イチで口座に入金されませんのでご注意ください。（送金日中には確実に振り込みになります。）**

計画的なご利用で、楽しい夏を過ごしましょう！

## ◎互助会の「払込書」について

芸術鑑賞補助事業の決定通知の際、自己負担金払込用に同封している「払込書」について、今年度から様式を変更したため、一部の銀行窓口で、使用できないと言われる事例が発生しています。

仮に使用できないと言われた場合は、銀行の窓口担当者から互助会へ電話連絡するよう促してくださいと幸いです。

互助会では、会員のみなさんからのご意見、ご要望を募集しています。

こんな給付をして欲しい！このようなやり方の方がいいのでは？など、何かありましたら、ホームページの「お問い合わせ」からのメールや、電話・ＦＡＸ等でお寄せください。

〒030-8540 青森市長島一丁目１－１ 一般財団法人青森県教職員互助会  
TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276  
HPアドレス

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/gojokai.html>



所属内でご閲覧ください